

現 行	修正案	備考
第1章 予防対策 1. 道路除排雪体制の整備 (1) 指針の整備 <u>市は、気象予報や積雪深、排雪作業の進捗状況等に応じ、あらかじめ、道路除排雪作業の前倒しの判断基準や体制の整備、情報収集・提供及び作業を優先すべき道路等の具体的な行動計画を「大雪時の対応指針」に定める。</u> (2) <u>除雪</u>体制の維持・安定化につながる取組の推進 市は、国や他の自治体の動向を注視し、関係団体と意見交換を行いながら契約方式の検討を行うなど、<u>除雪作業の担い手</u>となる地域の建設業者の健全な存続に努める。 また、<u>女性従事者の</u>労働環境改善や運転免許取得にかかる費用助成など、人材を確保するための取組を推進する。 (3) 市民と行政との協働の推進 (略) また、大雪時に生じるリスクや市民が<u>取る</u>べき行動について、広報誌やホームページを活用した市民への啓発を行うとともに、時差出勤やテレワーク等の導入を企業に働きかける。 2. 施設等の整備 (1) 雪堆積場・融雪施設の整備 市は、<u>除排雪作業</u>を効率良く実施するため、運搬排雪に利用しやすい雪堆積場や融雪施設の整備とその安定的な運用に努める。また、大雪に備え、あらかじめ緊急用の雪堆積場候補地について検討を行う。 3. 主な関係機関との協力体制の形成 (略) (3) 道路管理者間の連携 市及び北海道開発局、北海道、NEXCO 東日本の各道路管理者は、毎年の降雪期前に各々の除雪計画や連絡体制等の関係事項について確認を行う。 (4) 各交通事業者との連携 市及び市内各交通事業者は、道路情報や運行・運休情報などに関する一元的な情報発信や情報共有体制の構築に<u>努め、あらかじめ、大雪時に優先して除雪する路線を定める。</u>	第1章 予防対策 1. 道路除排雪体制の整備 (1) 指針の整備 <u>市は、大雪等による市民生活への影響を未然に防止し、あるいは最小化することを目的として、組織計画や情報連絡計画、気象予報や作業の進捗状況に応じた道路の除排雪等に係わる具体的な行動計画を、あらかじめ「大雪時の対応指針」に定める。</u> (2) <u>除排雪</u>体制の維持・安定化につながる取組の推進 市は、国や他の自治体の動向を注視し、関係団体と意見交換を行いながら契約方式の検討を行うなど、<u>担い手</u>となる地域の建設業者の健全な存続に努める。 また、<u>(削除)</u>労働環境改善や運転免許取得にかかる費用助成など、人材を確保するための取組を推進する。 (3) 市民と行政との協働の推進 (略) また、大雪時に生じるリスクや市民が<u>とる</u>べき行動について、広報誌やホームページを活用した市民への啓発を行うとともに、時差出勤やテレワーク等の導入を企業に働きかける。 2. 施設等の整備 (1) 雪堆積場・融雪施設の整備 市は、<u>排雪</u>を効率良く実施するため、運搬排雪に利用しやすい雪堆積場や融雪施設の整備とその安定的な運用に努める。また、大雪に備え、あらかじめ緊急用の雪堆積場候補地について検討を行う。 3. 主な関係機関との協力体制の形成 (略) (3) 道路管理者間の連携 市及び北海道開発局、北海道、NEXCO 東日本の各道路管理者は、<u>大雪時の応援等が円滑に行われるよう、</u>毎年の降雪期前に各々の除雪計画や連絡体制等の関係事項について確認を行う。 (4) 各交通事業者との連携 市及び市内各交通事業者は、<u>公共交通機関が円滑に利用されるよう、</u>道路情報や運行・運休情報などに関する一元的な情報発信や情報共有体制の構築に<u>努める。</u>	P1 本市策定の指針の表現に修正 文言修正 文言修正 文言修正 字句修正 文言修正 P2 文言修正 文言修正

現 行	修正案	備考
第2章 応急対策 3. 道路除排雪対応 (1) 除排雪の実施 市は、<u>雪害を防止あるいは最小化するため</u>、気象予報や積雪深、作業の進捗状況等に応じた<u>道路除排雪作業</u>を実施する。作業にあたっては、各道路管理者間の相互連携のもと、迅速かつ適切に対応するよう努める。 (2) 除排雪体制 市（区土木部及び雪対策室）は、<u>大雪時</u>や積雪により十分な通行幅員が確保できなくなる<u>ことが予想</u>される場合には、<u>気象状況や道路状況に応じた除排雪体制を構築し</u>、所要の<u>活動</u>を行う。 (3) 緊急除排雪実施本部の設置 市は、<u>雪害の</u>防止又は解消<u>に向けて</u>道路除排雪作業が必要となった場合、<u>大雪時に</u>本部長（副市長）と<u>除排雪作業</u>に係る関係部局から構成される「緊急除排雪実施本部」を設置し、本部長の指示の下、<u>排雪作業</u>の前倒し<u>等の対策</u>や除排雪体制の強化に取り組む。 「札幌市緊急除排雪実施本部」が協議する事項 ○ 積雪深や気象状況、排雪作業の進捗状況等の大雪時の局面（フェーズ）の判断に関すること ○ 応援体制やその他、<u>除排雪</u>対応の総合調整に関すること ○ その他、本部長が必要と認める事項に関すること (4) 業務計画の整備 市は、上記(1)～(3)に<u>ある</u>設置基準や各部の所掌事務、<u>除排雪体制等</u>を、「大雪時の対応指針」に定める。 8. 広報活動 市は、<u>道路の除排雪状況や雪堆積場の開設状況等の対応状況</u>の他、公共交通機関の運行やごみ収集状況、小中学校の休業等、市民生活に影響する情報を、報道機関や市公式ホームページ、SNS 等を通じて市民へ伝達する。 また、不要・不急の外出を控えることや路上駐車・道路への雪だしを行わないこと、<u>暖気に伴う</u>事故等への注意について、市民への呼びかけを行う。	第2章 応急対策 3. 道路除排雪対応 (1) 除排雪の実施 市は、<u>(削除)</u> 気象予報や積雪深、作業の進捗状況等に応じた<u>除排雪</u>を実施する。作業にあたっては、各道路管理者間の相互連携のもと、迅速かつ適切に対応するよう努める。 (2) 除排雪体制 市（区土木部及び雪対策室）は、<u>各警報発表時</u>や積雪により十分な通行幅員が確保できなくなる<u>ような</u>場合には、<u>「大雪時の対応指針」に基づく体制をとり</u>、所要の<u>業務</u>を行う。 (3) 緊急除排雪実施本部の設置 市は、<u>大雪等による市民生活への影響を</u>防止又は解消<u>するため</u>道路除排雪作業が必要となった場合<u>には</u>、本部長（副市長）と<u>除排雪</u>に係る関係部局から構成される「緊急除排雪実施本部」を設置し、本部長の指示の下、<u>運搬排雪</u>の前倒しや除排雪体制の強化<u>などの対策</u>に取り組む。 「札幌市緊急除排雪実施本部」が協議する事項 ○ 積雪深や気象状況、排雪作業の進捗状況等の大雪時の局面（フェーズ）の判断に関すること ○ 応援体制やその他、<u>道路除排雪</u>対応の総合調整に関すること ○ その他、本部長が必要と認める事項に関すること (4) 業務計画の整備 市は、上記(1)～(3)に<u>保わる除排雪体制の</u>設置基準や各部の所掌事務、<u>大雪時の除排雪等について</u>、「大雪時の対応指針」に定める。 8. 広報活動 市は、<u>気象予報や積雪深、作業の進捗状況に応じて、除排雪や雪堆積場、道路の通行止に関する情報</u>の他、公共交通機関の運行やごみ収集状況、小中学校の休業等、市民生活に影響する情報を、報道機関や市公式ホームページ、SNS 等を通じて市民へ伝達する。 また、不要・不急の外出を控えることや路上駐車・道路への雪だしを行わないこと、<u>(削除)</u> 事故等への注意について、市民への呼びかけを行う。	P2 文言修正 P3 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 P6 文言修正 文言修正

現 行					修正案					備考
表 2 主な協定等					表 2 主な協定等					P7 協定締結に伴う修正
	締結日	協定等の名称	要請先・締結先	主な内容		締結日	協定等の名称	要請先・締結先	主な内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
2	H27. 6. 12	災害時等の連携に関する協定書	陸上自衛隊第 11 旅団 第 18 普通科連隊	災害に際しての相互 連携	2	H27. 6. 12 <u>(R4. 12. 1 改正)</u>	災害時等の連携に関する協定書	陸上自衛隊第 11 旅団 第 18 普通科連隊	災害に際しての相互 連携、 <u>災害発生前からのリエゾン派遣要請</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>7</u>	<u>R4. 12 (予定)</u>	<u>(2 の協定を更新)</u>	<u>陸上自衛隊第 11 旅団 第 18 普通科連隊</u>	<u>災害発生前からのリエゾン派遣要請</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	